

**平成 1 5 年度各会計定例監査**

**(平成 1 4 年度執行分)報告書**

**東 京 都 監 査 委 員**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成15年度各会計定例監査（平成14年度執行分）の結果に関する報告を  
次のとおり提出する。

平成15年9月17日

東京都監査委員	野田和男
同	桜井良之助
同	横山樹
同	藤原房子

# 目 次

第1 監 査 の 概 要	1
第2 監 査 結 果 の 概 要	2
1 全 体 事 項 に つ い て	2
2 重 点 監 査 事 項 に つ い て	5
第3 監 査 の 結 果 ( 局 別 事 項 )	13
総 務 局	15
大 学 管 理 本 部	17
主 税 局	19
生 活 文 化 局	22
環 境 局	24
福 祉 局	27
健 康 局	31
病 院 経 営 本 部	33
産 業 労 働 局	37
中 央 卸 売 市 場	40
住 宅 局	41
建 設 局	43
港 湾 局	46
東 京 消 防 庁	50
交 通 局	51
水 道 局	53
下 水 道 局	56
教 育 庁	57
< 別 表 > 実 地 監 査 場 所 一 覧 表	61

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

定例監査は、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、法令等の趣旨に則って適正に行われているかを主眼に地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づき毎年度実施する監査である。

### 2 監査期間

平成15年1月10日から平成15年9月3日まで

### 3 監査の観点

監査の実施に当たっては、予算の執行及び財産管理などが適正に行われているかという合规性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果が上がるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも十分留意することとした。

なお、今年度の監査に当たっては、重点監査事項として出納長所属各会計では「補助金について」、公営企業各会計では「使用料等の減免について」を設定し、併せて実施した。

### 4 監査対象局

監査対象局は、知事部局、公営企業局及び行政委員会の全29局であり、監査実施箇所数は表1のとおりである。

（表1）監査実施箇所数

	監査対象箇所数	監査実施箇所数	実施率（％）
本 庁	135部	135部	100
事業所	823所	318所	38.6
計	958	453	47.3

なお、実地監査を行った本庁及び事業所は、＜別表＞実地監査場所一覧表（P.61）のとおりである。

## 第2 監査結果の概要

### 1 全体事項について

#### (1) 監査結果総括

平成14年度東京都の予算（一般会計、19特別会計、11公営企業会計）の執行、財産の管理等について監査した結果、適切な執行がなされていると認められる。

しかし、一部の事務処理に適切を欠くものが認められたので、表2のとおり、18局等に指摘・意見要望事項を付した。

(表2) 局別指摘事項等分類表

(単位：件数)

局名 \ 指摘事項等分類	歳入 (収入)	歳出 (支出)	財産	その他	計	意見 要望	掲 載 ページ
総務局				1	1	1	15
大学管理本部		1	1		2		17
主税局	2				2		19
生活文化局		2			2		22
環境局	1	1	1		3		24
福祉局	1		2	2	5		27
健康局	1	2			3		31
病院経営本部	1	3			4	1	33
産業労働局	1	2	1		4		37
中央卸売市場	1				1		40
住宅局	1	1			2		41
建設局	1	1	1	1	4		43
港湾局	5		1		6		46
東京消防庁		1			1		50
交通局		2			2		51
水道局	1		1		2	(1)2	53
下水道局		1			1	1	56
教育庁	2	2	1		5		57
指摘事項等計	(1) 18	19	9	4	(1) 50	(3) 5	

(注) 表中の 印は、重点監査事項に係る指摘・意見要望事項である。

なお、監査の結果、次の11局等には、特に指摘する事項等はなかった。  
知事本部、財務局、都市計画局、出納長室、警視庁、  
選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、  
地方労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局

## (2) 観点別の主な指摘・意見要望事項の概要

### ア 合规性の観点からの指摘

合规性の観点は、予算の執行及び財産の管理などが条例・規則等に従って適正に処理されているかという観点であり、その主な指摘事例は、次のとおりである。

#### 地目の認定を適正に行うべきもの

世田谷都税事務所では、ある土地を鉄軌道用地と認定し評価・課税している。ところが、この土地の一部は月極め駐車場に使用されており、建物がいつでも建てられる状況であり、宅地と認定すべきである。

この結果、418万7,800円が課税不足となっている。

(主税局 P.19)

#### 契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

商工部では、印刷製作請負契約において、納品書の検査確認日が2月26日となっている。

ところが、当該業者から提出されたディーゼル車使用規制適合車による配送を確認するための「使用車報告書」の納入日が3月4日となっており、実際の納品日が確認し得ない状況となっている。

(産業労働局 P.37)

#### 損失補償返還金の調定を行うべきもの

民間住宅部は、東京都個人住宅建設資金融資あっせん制度に基づき、金融機関に対し東京都が損失補償を行ったものについて、金融機関から債権譲渡を受け、債権として管理している。

しかし、この返還金は履行期限が到来していることから、債権として計上すべきではない。

(住宅局 P.41)

建物維持管理経費について会計別の適切な負担に努めるべきもの

東京港管理事務所が設置する日の出庁舎ほか6箇所の事務室に係る建物維持管理経費については、一般会計、港湾事業会計及び臨海地域開発事業会計の職員構成比で按分した金額を各会計で負担するとしている。

このうち、晴海ふ頭係事務室、大井ふ頭係事務室及び有明ふ頭係事務室については、職員構成比で按分した適切な負担となっておらず、一般会計の負担額が90万5,702円過大となっている。

(港湾局 P.47)

#### イ 経済性・効率性の観点からの指摘

経済性・効率性の観点は、無駄な支出を防止し、最少の経費で最大の効果が上がるよう効率的に事務処理がされているかという観点であり、その主な指摘事例は、次のとおりである。

タクシークーポン券の購入を適切に行うべきもの

多摩環境事務所は、タクシークーポン券の過去2年度の年間使用数量は150冊以内である。

平成15年2月末現在の在庫数が294冊あり購入の必要がないにもかかわらず、平成15年2月28日にタクシークーポン券247冊を購入したのは適切でない。

(環境局 P.24)

職員の健康診断に係る契約を効率的に行うべきもの

人事部は、職員健康診断を健康管理室所管の常勤職員と職員課所管の非常勤職員に分け、同一の診断日・会場・検査内容で委託により実施している。

ところが、それぞれについて別の業者2社と契約を締結しており、一連の事務処理上効率性を欠いている。

(東京消防庁 P.50)

工事にあたり関係部等と十分に調整すべきもの

電車部は、平成12年12月31日大江戸線汐留駅駅舎工事において、関係部等と十分に調整しないまま、乗務係員室にユニットシャワーを設置した。

設置後一度も使用されず、平成14年11月2日ユニットシャワーをユニットバスに交換している。その結果、ユニットシャワーの設置及び撤去にかかる

費用 91万5,705円が不経済支出となっている。

(交通局：高速電車事業会計 P.51)

#### ウ 有効性の観点からの指摘・意見要望事項

有効性の観点は、事業は所期の目的を達成しているか、事業は所期の成果を上げているかという観点であり、その主な指摘・意見要望事項事例は、次のとおりである。

##### 不動産取得税の早期課税について検討すべきもの

地方税法で不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の都道府県において、不動産の取得者に課するとされている。また、不動産取得の事実があった場合は、市町村長が速やかに通知することとされており、多摩では概ね毎月1回程度、島しょ地区の大島支庁及び小笠原支庁では年間複数回、この通知が行われている。

八丈支庁では八丈町からの通知が慣例的に毎年1回のみで、不動産取得の行為から、早いものでも約1年、遅いものでは2年も経過するなど不動産取得の事実の把握が遅れており、課税の遅れが認められた。

(総務局 P.16)

##### 消防用設備の保守管理を適切に行うべきもの

生活福祉部では、災害対策用備蓄倉庫について、消防用設備保守点検委託契約を行っている。これらの契約では、修繕等の実施に係る事項は含まれておらず、点検の結果、不良が報告された場合には別途修繕を行う必要がある。

平成14年9月の点検で不良と判定された設備について、平成15年3月にも同様の報告を受けており、監査日現在に至るも修繕等に向けた対応が行われておらず、保守点検委託の成果が活用されていない。

(福祉局 P.28)

## 2 重点監査事項について

#### ア 「補助金について」(出納長所属各会計)

補助金は、特定の事業を育成、助成するために都が公益上必要と認められる場合に交付するものであるが、その適正性の確保はもとより、社会経済環境の変化、行政需要の変化に対応して、常にその有効性等を検証していかなければならない。

そこで、今年度の監査においては、主として都単独補助金について、



補助金の効果等についての検証が行われているか  
補助金の交付申請書、実績報告は適切か  
補助金交付要綱の内容は適正妥当なものとなっているか  
補助金の交付手続は適切に行われているか

などの観点から検証を行うこととした。

監査は、表3（P.8）のとおり、知事本部ほか9局において、補助事業数82件、補助金額369億1,985万余円を対象に実施した。

監査の結果、都単独の補助金の事務処理については、特に指摘する事項等はない。

#### イ 「使用料等の減免について」(公営企業各会計)

公営企業は、常に企業の経済性を発揮することが求められており、多くの収入を確保することが重要な課題となっているが、公益等の理由により各種の使用料等の減免を行っている。

そこで、今年度の監査においては、使用料等の減免について、  
使用料等の減免手続は条例等に基づいて適正に行われているか  
減免事由・減額率などの適用は適切なものとなっているか  
減免の取扱基準が整備されているか

などの観点から検証を行うこととした。

監査は、表4（P.11）のとおり、病院経営本部ほか6局において17万7,398件を対象に実施した。

監査の結果、以下のとおり、指摘事項1件、意見要望事項3件を付した。

#### (ア) 指摘事項

水道及び下水道料金の減免を適正に行うべきもの

局では、水道及び下水道料金の徴収に当たり、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）及び「下水道料金徴収業務の委託に関する協定」に基づき、契約者からの申請により、水道及び下水道料金の減免を行っている。

しかし、減免対象であるメッキ業を廃業して、アパート及び駐車場となっているもの、減額対象でない風俗関連宿泊施設を減額対象である簡易宿泊営業等として扱っているものについて減免対象としている。

(水道局：水道事業会計 P.53)

(イ) 意見要望事項

行政財産使用料の減額率について見直しを検討すべきもの

都立病院では食堂の行政財産使用料について、食堂利用者に占める職員の比率を参考に減額率を定め、使用料を徴収することとしている。

このため、経営企画部は、食堂の利用状況に関する調査をもとに平成14年度から3年間に適用する減額率を普通病院50%、その他病院100%と示しており、各病院はこれをもとに使用料を決定している。

しかし、各病院の職員利用率が29.6～92.9%となっているにもかかわらず、各病院は部からの通知に示された減額率をそのまま適用し、結果として利用実態を反映しない減額率となっている状況が認められた。

(病院経営本部：病院会計 P.35)

公設民営の社会福祉施設に対する料金減額の取扱いについて検討すべきもの  
社会福祉施設に対して、「国若しくは地方公共団体が経営するもの」等を除き、契約者からの申請により、水道及び下水道料金の減額を行っている。

ところで、平成10年11月より、公設民営の社会福祉施設については、「国若しくは地方公共団体が経営するもの」として減額の対象とは認めないこととした。

しかし、すでに減額を行っていた公設民営の社会福祉施設(67件)については引き続き減額を行っているため、申請時期により公設民営の社会福祉施設に対する取扱いが異なるものとなっている。

(水道局：水道事業会計 P.54)

基準の設定について検討すべきもの

下水道料金は、水道の使用水量を汚水の排水量とみなして使用者より徴収しているが、使用水量と排除する汚水量が著しく異なる場合、使用者は公共下水道に排除されない水量を申告でき、局はその申告内容を審査して、使用水量から控除して認定するとしている。

ところで、使用水量と排除する汚水量が著しく異なる場合の認定には審査基準を設けるべきであるにもかかわらず、この基準が設けられていないため、公共下水道に排除されない水量の多寡にかかわらず、申告があった全てが認定されている。

(下水道局：下水道事業会計 P.56)

(表3) 対象補助金一覧

(単位：千円)

局 名	補 助 金 の 名 称	平成14年度交付額
知事本部	首都移転に断固反対する会補助事業	79,459
総務局	東京都人権啓発センター運営費補助	162,474
	人権関係諸集会支援補助	4,461
	財団法人東京都島しょ振興公社補助	291,278
	財団法人東京都福利厚生事業団に対する厚生資金原資借入れに要する利子補給	52,199
	社団法人東京都消防協会補助	9,000
	財団法人小笠原協会補助	4,000
	新船舶建造費償還費補助	25,148
主税局	東京納税貯蓄組合総連合会補助金	65,503
生活文化局	東京ウィメンズプラザ民間活動助成金	18,769
	隅田川花火大会事業補助金	35,200
	芸術文化団体に対する補助金	211,129
	ヘブンアーティスト事業補助金	10,500
	東京都選定歴史的建造物の保存に係る事業費補助金	20,000
	トーキョーワンダーサイト補助金	9,984
	心の東京革命推進協議会(青少年育成協会)補助金	13,687
	東京都消費生活協同組合設備資金融資円滑化補助金	20,793
	東京都公衆浴場利用促進事業補助金	24,000
	私学教育研究費補助金	62,244
	私立高等学校等老朽校舎改築促進事業補助金	63,962
環境局	東京都環境保全資金融資あっせん	145,595
	環境事業団資金利子補給	46,717
	天然ガス自動車用燃料供給設備設置補助金	77,701
	保全地域指定協力奨励金交付事業	14,170
福祉局	東京善意銀行運営費補助	41,460
	更生保護事業に対する運営費補助	3,281
	東京都民生・児童委員連合会事務所維持管理費補助	2,407
	東京都城北貯蓄組合貯蓄あっせん事業補助	27,823
	要保護女子自立促進事業補助	7,200
	来日外国人女性緊急保護事業補助	7,200

局 名	補 助 金 の 名 称	平成14年度交付額
(福 祉 局)	重度身体障害者在宅パソコン講習事業補助	6,540
	「障害者の日」記念の集いふれあいフェスティバル補助	6,410
	心身障害者授産支援事業運営費補助	6,885
健 康 局	心身障害児施設歯科診療事業運営費補助	8,916
	歯科保健普及啓発事業費補助	4,050
	災害時後方医療施設応急用資器材整備事業に関する補助	84,039
	医学技術振興事業補助	101,269
	精神障害者通所授産施設用地取得費補助	103,133
	アルコール精神疾患専門病棟運営費補助	39,968
	老人性痴呆疾患専門病棟運営費補助	177,852
産 業 労 働 局	中小企業経営資源強化対策費等補助金	305,633
	製品技術開発補助金及び事務補助金	104,781
	創業支援機能の運営事業補助金	532,633
	中小企業振興基金事業補助金	377,415
	中小企業振興公社管理運営費補助金	969,504
	中小企業制度融資保証債務履行補助金	13,310,648
	森林整備補助金	145,086
	心身障害者職業訓練事業等補助金	293,942
	(財)山谷労働センター運営補助金	254,749
	(財)東京都高齢者事業振興財団補助金	197,282
住 宅 局	優良民間賃貸住宅等利子補給助成	7,943,029
	農住モデル賃貸住宅建設資金利子補給	123,098
	個人住宅利子補給助成	2,231,447
	マンション改良工事助成	43,080
	災害復興住宅資金利子補助	702
	都民住宅管理事務費補助	1,613,058
	公社都民入居後地代補助	150,909
	公社都民公庫元金償還	36,790
	公社都民社債利子補給	3,155,693
	建替高齢低所得者家賃対策補助	158,560
	社債利子補給	1,203,527
	団体共済都負担金	72,447

局 名	補 助 金 の 名 称	平成 1 4 年度交付額
東京消防庁	消防水利開発補助金	33,320
	防災思想普及事業補助金	3,827
	厚生資金原資借入経費負担金	19,604
	東京消防庁消防待機寮給食事業	253,551
教 育 庁	東京都盲、ろう、養護学校就学奨励事業	38,612
	財団法人東京都学校給食会事業費補助金	4,437
	財団法人東京都学校保健会事業費補助金	2,460
	東京都立高等学校定時制教育修学指導事業参加費補助金	429
	社会教育関係団体補助金	6,807
	都民スポレクふれあい大会共催分担金	9,765
	厚生資金原資借入経費負担金	66,527
警 視 庁	東京警察病院運営補助事業	299,086
	新東京警察病院整備事業	14,091
	警視庁単身者待機寮賄人雇用補助事業	623,461
	厚生資金貸付金利子補給	62,099
	交通事故相談所運営事業	96,082
	一般防犯事業、防犯連絡所助成事業、防犯モデル地区助成事業	13,564
	少年の非行防止補導活動事業、少年の事故防止活動事業	2,916
	交通違反累積点数通知書作成事業	29,500
	被害者支援に関する広報啓発事業	19,295
合 計		36,919,852

(表4) 使用料の減免件数

局 名	会 計 名	使用料の減免件数
病院経営本部	東京都病院会計	1,199件
中央卸売市場	東京都中央卸売市場会計	61
建設局	東京都都市再開発事業会計	3
港湾局	東京都臨海地域開発事業会計	486
	東京都港湾事業会計	
交通局	東京都交通事業会計	174
	東京都高速電車事業会計	
	東京都電気事業会計	
水道局	東京都水道事業会計	173,902
	東京都工業用水道事業会計	
下水道局	東京都下水道事業会計	1,573
合 計		177,398

### 第3 監査の結果（局別事項）

局名下の（ ）書は  
その局が所管する公営企業会計の名称である。

# 総 務 局

## 1 実地監査期間

平成15年5月6日から同月19日まで

(ただし、八丈支庁は、平成15年6月23日から同月26日まで)

## 2 指 摘 事 項

(その他)

(1) 法令に基づく事務処理を適正に行うべきもの

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「法」という。)によると、特定の建設資材について再資源化等を促進するため、土木建築に関する請負工事について、落札者等及び請負者の責務として、表1及び表2のとおり、必要な書類の提出を義務づけている。

ところで、八丈支庁において、平成14年度の土木工事で工事請負代金が500万円以上のもので33件の処理状況について見たところ、落札者等の責務である「説明書」並びに法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。)第4条に基づく書面、請負者の責務である「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を、工事が完了しているにもかかわらず、監査日(平成15.6.26)現在、表3及び表4のとおり、提出させていないものがあるのは適正でない。

支庁は、法令に基づく事務処理を適正に行われたい。

(八丈支庁)

(表1) 落札者等の責務

特定建設資材の分別解体等の方法等について「説明書」に記載し、工事契約締結前までに発注者が指定する部署へ提出(法第12条第1項)
---

分別解体等の方法を「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に記載し、契約図書に綴り込み(法第13条)
--

(表2) 請負者の責務

特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地等を「再資源化等報告書」に記載し、発注者に提出(法第18条)
--

特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」により作成、に添付(法第18条)
---



(表3) 落札者等の提出状況

(単位：件)

提出書類	全体の工事件数	提出件数	未提出件数
説明書	33	21	12
法第13条及び省令第4条に基づく書面	33	32	1

(表4) 請負者の提出状況

(単位：件)

提出書類	全体の工事件数	提出件数	未提出件数
再資源化等報告書	33	13	20
再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書	33	13	20

### 3 意見・要望事項

(その他)

#### (1) 不動産取得税の早期課税について検討すべきもの

地方税法(昭和25年法律第226号)第73条の2第1項の規定により、不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の都道府県において、不動産の取得者に課するとされている。

また、この不動産の取得の事実があった場合は、同法の規定により、市町村長が速やかに通知することとされており、多摩の市町村では概ね毎月1回程度、島しょ地区の大島支庁及び小笠原支庁では年間複数回、この通知が行われている。

しかしながら、八丈支庁では、八丈町からの通知が慣例的に毎年1回のみで、しかも、前年の1月から12月分までが、翌年度の9月末(平成14年度については、平成13年1月から同年12月分を平成14年10月1日に通知された。)に通知されており、取得の事実の把握に相当な日時を要している。

そのため、支庁では、不動産の取得の行為から、最も早いものでも約1年、遅いものでは2年も経過するなど、課税の遅れが認められ適切でない。

支庁は、町からの通知回数の増加を図り、不動産取得税の早期課税が行われるよう検討されたい。

(八丈支庁)

大学管理本部

1 実地監査期間

平成15年5月21日から同年6月4日まで

2 指摘事項

(歳出)

(1) 契約事務手続を適正に行うべきもの

東京都立保健科学大学における契約事務手続について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

表1のとおり、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第34条の2第2号に定める随意契約によることができる場合の予定価格の額(160万円)を超えており、指名競争入札によらなければならないにもかかわらず、随意契約としてしていること。

表2のとおり、規則第38条第2号に定める契約書の作成を省略することができる場合の契約金額(150万円未満)を超えており、契約書を作成しなければならないにもかかわらず、請書によっていること。

保健科学大学は、契約事務手続を適正に行われたい。

(保健科学大学)

(表1) 指名競争入札によらなければならないにもかかわらず、随意契約としてしている事例

件名	予定価格 (消費税込)	契約金額 (消費税込)	契約方法	契約日	納入期限
図書等の購入	1,801,276円	1,743,114円	4者見積り	平成14.10.7	平成14.10.31
図書の購入について	1,746,896円	1,692,139円	〃	平成15.3.10	平成15.3.20

(表2) 契約書を作成しなければならないにもかかわらず、請書によっている事例

件名	予定価格 (消費税込)	契約金額 (消費税込)	契約方法	契約日	納入期限
図書の購入について	1,567,079円	1,532,874円	4者見積り	平成14.7.22	平成14.8.30

(財 産)

( 2 ) 備品の管理を適正に行うべきもの

東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号。以下「規則」という。)第6条の2は、物品のうち備品については、財務会計システムのデータファイルに記録しなければならないと規定している。

ところで、東京都立大学は、平成14年度に購入した重要物品のうち、表3のものについて、監査日(平成15.5.30)現在、財務会計システムのデータファイルへの記録を行っていないのは適正でない。

都立大学は、備品の管理を適正に行われたい。

( 都 立 大 学 )

(表3) データファイルへの記録が行われていない重要物品

品 名	数量	購入金額 (消費税込)	納 品 年月日	検 査 年月日	契約相手
加速装置	一式	4,935 万円	平成 15. 3.14	平成 15. 3.24	A
化学物質管理支援 システム	一式	280 万 3,500 円	平成 14.12.20	平成 14.12.26	B

主 税 局

1 実地監査期間

平成15年2月3日から同年3月14日まで

2 指摘事項

(都 税)

(1) 地目の認定を適正に行うべきもの

東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領(以下「要領」という。)によると、線路敷、停車場建物及び付属施設の用に供する土地については、地目を鉄軌道用地と認定することとされており、世田谷都税事務所では、Aが所有する表1記載の2筆の土地を鉄軌道用地と認定し、評価・課税している。

しかしながら、これらの土地の一部は、監査日(平成15.2.21)現在、月極め駐車場に使用されており、建物がいつでも建てられる状況にあることから、当該部分については宅地と認定すべきであるにもかかわらず、鉄軌道用地と認定して課税しているのは適正でない。

この結果、表1のとおり、固定資産税・都市計画税418万7,800円(1の土地は平成10年度から平成14年度までについて、2の土地は平成12年度から平成14年度までについて試算)が課税不足となっている。

所は、地目の認定を適正に行われたい。

(世田谷都税事務所)

(表1) 不足税額試算表

(単位:円)

所 在 (地 積)	年 度	正 税 額			既税額	差 額
		宅 地 (243.00m <sup>2</sup> )	鉄軌道用 (109.26m <sup>2</sup> )	計 (352.26m <sup>2</sup> )	鉄軌道用地 (352.26m <sup>2</sup> )	
1 世田谷区桜上水 四丁目 (352.26m <sup>2</sup> )	平成10	686,400	116,300	802,700	375,000	427,700
	11	703,500	116,300	819,800	375,000	444,800
	12	721,100	116,300	837,400	375,000	462,400
	13	721,100	116,300	837,400	375,000	462,400
	14	721,100	116,300	837,400	375,000	462,400
	小 計					

2	世田谷区桜上水 四丁目 (708.34m <sup>2</sup> )		(455.42m <sup>2</sup> )	(252.92m <sup>2</sup> )	(708.34m <sup>2</sup> )	(708.34m <sup>2</sup> )	
		平成12	1,147,100	269,100	1,416,200	753,800	662,400
		13	1,147,100	269,100	1,416,200	753,800	662,400
		14	1,088,000	269,100	1,357,100	753,800	603,300
小計						1,928,100	
合計						4,187,800	

(注1) 額は、固定資産税・都市計画税を合算した税額である。

(注2) 2の土地は、平成11年3月から駐車場として使用している。

(都 税)

(2) 同一画地の認定を適正に行うべきもの

要領によると、固定資産税における土地(宅地)の評価は、原則として土地(補充)課税台帳に登録された1筆の宅地を単位(1画地)として行われるが、隣接する2筆以上の宅地について、駐車場等の敷地として一体的に利用されている場合は、同一画地として合わせて評価するものとしている。

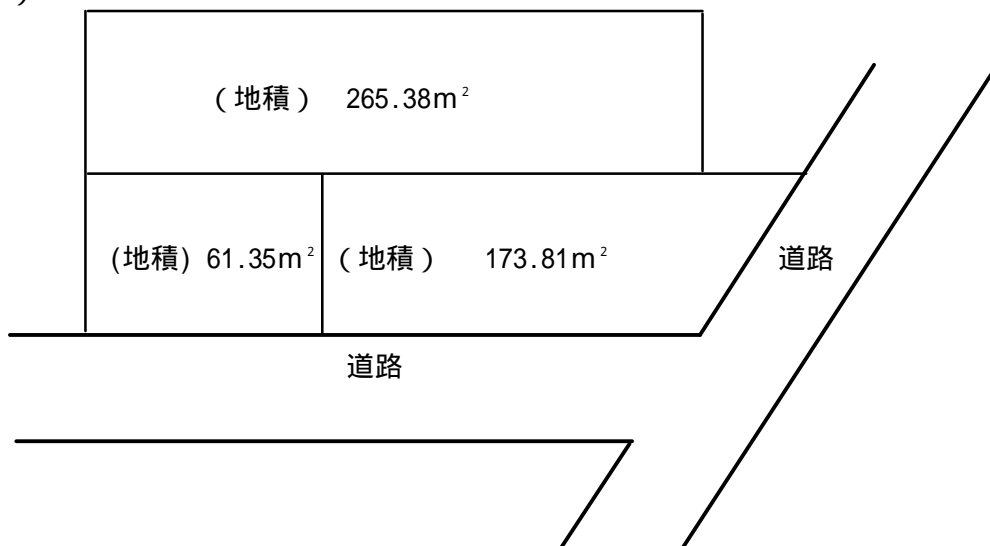
しかしながら、新宿都税事務所は、図1のとおり、いずれもBほか2名が共有している3筆の土地について、それらが駐車場用地として一体的に利用されているにもかかわらず、同一画地として認定していないのは適正でない。

この結果、表2のとおり、固定資産税・都市計画税が67万2,200円(平成10年度から平成14年度までについて試算)の課税不足となっている。

所は、同一画地の認定を適正に行われたい。

(新宿都税事務所)

(図1)



(表2) 不足税額試算表

(単位:円)

所在地 (地積)	年度	正税額 (A)	既税額 (B)	差額 (A - B)
新宿区西落合四丁目 (合計:500.54m <sup>2</sup> )	平成10	1,437,600	1,349,000	88,600
	11	1,437,600	1,348,900	88,700
	12	1,437,600	1,285,000	152,600
	13	1,437,600	1,284,900	152,700
	14	1,437,600	1,247,900	189,700
合計		7,188,000	6,515,700	672,300

(注) 額は、固定資産税・都市計画税を合算した税額である。

## 生活文化局

### 1 実地監査期間

平成15年5月26日から同年6月10日まで

### 2 指摘事項

(歳出)

(1) 複数品目の単価契約に係る事務処理を適切に行うべきもの

消費生活総合センターは、プリンター用トナーカートリッジ(EPBS/Bほか13品目)の購入について単価契約(契約期間:平成14.4.1~平成15.3.31、契約金額(推定総金額):85万2,075円)をAと締結している。

ところで、複数品目の単価契約は、品目ごとに独立した単価契約の集合体であり、契約に当たっては、個々の品目ごとに見積単価が予定単価を下回っていないなければならない(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項)が、センターは、品目ごとの単価を比較することなく、見積競争による4者の契約参加業者から提出された見積推定総金額(4者のうちの最も低い推定総金額:85万2,075円)のみをセンターが算定した予定推定総金額(88万7,250円)と比較して契約業者を決定し、契約を締結していることが認められた。

その結果、表1のとおり、14品目のうち3品目について契約単価が予定単価を上回っており適切でない。

センターは、複数品目の単価契約に係る事務処理を適切に行われたい。

(消費生活総合センター)

(表1) 契約単価が予定単価を上回っている品目

(単位:円)

品目	予定単価	契約単価
LPA3ETC8	18,000	25,500
PR2200X-11	15,500	24,210
PZ2400	20,000	28,500

(歳出)

(2) 普及啓発用機材の運行管理業務に係る委託契約を適切に行うべきもの

都民協働部は、普及啓発用機材の運行管理業務委託契約(契約期間:平成14.4.1~平成15.3.31、契約金額(推定総金額):420万8,181円)をBと締結している。

当該委託契約は、排気量8,000ccの4tトラックによるシートベルト体験車の機器操作

を行うものであり、その運行は、各区市町村等からの要請に基づき実施するものである。

ところで、当該委託業務の仕様書について見ると

表2のとおり、運行形態について、年の4か月を標準運行（4月、9月、12月及び3月の4か月を指定）とし、残る8か月を時間単位運行として区分していること

委託料の算定においては、標準運行を、運行実績に関係なく人件費、燃料費を含め定額とし、各月とも定額払（各月88万9,295円（有料道路通行料立替金を除く。））としているのに対し、時間単位運行は、1時間当り単価（1,800円）による出来高払としていることなどが認められた。

しかしながら、運行業務の実態は、標準運行は、毎日（週6日以内）運行を基本としているが、運行実績は、表3のとおり、最も多い月が9月の18日で、12月にあつては1日のみの運行となっているなど、その実績が極めて低いこと、標準運行も時間単位運行と同様に要請を行った日のみの運行となっているが、その運行実績に関係なく人件費や燃料費を含め定額としていること、など業務実態に即した契約内容となっておらず適切でない。

部は、運行業務について年間を通して時間単位による出来高払とするなどし、普及啓発用機材の運行管理業務に係る委託契約を適切に行われたい。

（ 都民協働部 ）

（表2）機材の運行管理内容

区 分	標 準 運 行	時 間 単 位 運 行
運行日	委託者が指定する月の毎日とする。	委託者が別途指定する日とする。
運行時間	午前8時30分から午後5時30分	年間300時間以内で委託者が指定する時間
運行距離	1か月当り1,200kmとする	
その他	月額88万9,295円の定額払	1時間当り1,800円の出来高払

（表3）標準運行月の運行実績

区 分	運行日数	走行距離
4月	11日	414km
9月	18	677
12月	1	96
3月	7	173



## 環 境 局

### 1 実地監査期間

平成15年5月21日から同年6月2日まで

### 2 指摘事項

(歳入)

#### (1) 電気料金の徴収を適切に行うべきもの

廃棄物埋立管理事務所は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項に基づいて、財団法人東京都環境整備公社(以下「公社」という。)に対し、同所潮見分室(江東区潮見一丁目)及び厩橋分室(台東区蔵前二丁目)の使用を許可している(承認期間:平成14.4.1~平成15.3.31)。この使用許可に伴い、所は、公社と締結した「行政財産の使用承認に伴う光熱水費等に関する協定書」の定めるところにより算出した電気料金を公社から徴収することとしている。

ところで、公社に対する電気料金の徴収について見たところ、所は、Aから自動販売機の電気料金を徴収しているにもかかわらず、公社が負担すべき電気料金からこの自動販売機の電気料金を控除せずに徴収していることが認められた。

この結果、平成14年度分の電気料金について、所は公社から潮見分室では6万1,222円、厩橋分室では5万1,854円を過大に徴収しているのは適切でない。

所は、公社が負担すべき電気料金の徴収を適切に行うとともに、速やかに必要な措置を講じられたい。

( 廃棄物埋立管理事務所 )

(歳出)

#### (2) タクシークーポン券の購入を適切に行うべきもの

多摩環境事務所は、平成15年2月28日にタクシークーポン券247冊を購入(3,000円券、購入金額:74万1,000円)しているが、表1のとおり、平成13年度、平成14年度の両年度とも年間の払出(使用)数量は150冊以内であること、平成15年2月末現在で在庫数が294冊あることから、平成15年2月28日には購入の必要はなかったにもかかわらず、247冊を購入したのは適切でない。

所は、タクシークーポン券の購入を適切に行われたい。

( 多摩環境事務所 )

(表1) タクシークーポン券の受払状況

(単位:冊)

受払月	摘 要	平成14年度			平成13年度		
		受 入	払 出	残 高	受 入	払 出	残 高
	前年度より繰越	434		434	123		123
4月			30	404		50	73
7月				404		15	58
8月			10	394		15	43
9月				394		5	38
10月			10	384		20	18
11月			60	324			18
1月	購入(1月21日)			324	230		248
2月	購入(2月22日)		30	294	186		434
	購入(2月28日)	247		541			434
3月			5	536			434
合 計		681	145	536	539	105	434

翌年度へ繰越

翌年度へ繰越

## (財 産)

## (3) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

局長等は、その所管に属する土地、建物等の公有財産に異動があったときは、その異動状況を、異動がその年の4月1日から9月30日までの間のものについては10月20日までに、異動がその年の10月1日から翌年の3月31日までの間のものについては4月20日までにその異動状況をとりまとめ、財務局長に送付しなければならないとされている(東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第23条)。

しかしながら、多摩環境事務所では、表2のとおり御岳長尾平園地建物撤去工事ほか2件の工事を施行し、表3のとおり、御岳長尾平園地休憩所ほか3棟の建物を取り壊しているにもかかわらず、当該建物の異動状況を監査日(平成15.5.27)現在、財務局長に送付していないのは適正でない。

所は、公有財産の管理を適正に行われたい。

(多摩環境事務所)

(表2) 建物撤去工事契約

工 事 件 名	契約金額(千円)	契 約 年 月 日	工 期
御岳長尾平園地建物撤去工事	1,134	平成14.6.11	平成14.7.23
明治の森高尾国定公園施設撤去工事	598	平成15.2.12	平成15.3.24
鳩の巣園地便所撤去工事	1,554	平成15.2.3	平成15.3.31

(表3) 取り壊した建物の概況

工 事 件 名	種類	種 目	名 称	構造	面積(m <sup>2</sup> )	現在価格	取 壊 日
御岳長尾平園地 建物撤去工事	建物	雑屋建	御岳長尾平園地休憩所	木造	48.60	千円 918	平成14.7.23
	建物	雑屋建	御岳長尾平園地便所	RC造	18.48	2,719	平成14.7.23
明治の森高尾国立 公園施設撤去工事	建物	雑屋建	高尾山自然公園 神愛山休憩所	木造	20.16	758	平成15.3.24
鳩の巣園地 便所撤去工事	建物	雑屋建	秩父多摩国立公園 鳩の巣便所	木造	14.40	439	平成15.3.31

福 祉 局

1 実地監査期間

平成15年4月14日から同月25日まで

2 指摘事項

(歳入)

(1) 適正な歳入科目で受け入れすべきもの

局では、法人の適正な運営と都における社会福祉の増進に寄与することを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項に基づき社会福祉法人の指導検査を行なっている。この事業は生活保護費補助金の国庫補助について（厚生省発社援第177号平成10年6月12日厚生事務次官通知）及び生活保護費補助金交付要綱により国庫補助事業として行なわれ、平成14年度は64万9,000円の交付を受けている。

この補助金の受け入れに当たっては、表1のとおり社会福祉法人の運営する施設に応じた歳入科目により予算額が計上されている。

しかしながら、この補助金の受入状況について見たところ、それぞれの科目により受け入れるべきところ、総務部では誤って生活福祉諸費で一括して歳入していることが認められた。

総務部は、国庫補助金を適正な歳入科目で受け入れを行なわれたい。

( 総 務 部 )

(表1) 社会福祉法人指導監督国庫受け入れ状況

(単位：円)

科 目				予算額	歳入額
款	項	目	節		
国庫支出金				649,000	649,000
	国庫補助金			649,000	649,000
		福祉費国庫補助金		649,000	649,000
			地域福祉推進諸費	25,000	0
			生活福祉諸費	239,000	649,000
			高齢福祉諸費	85,000	0
			児童福祉諸費	229,000	0
			心身障害者福祉諸費	71,000	0

(財 産)

( 2 ) 消防用設備の保守管理を適切に行うべきもの

生活福祉部では、災害対策用備蓄倉庫について、表2のとおり、消防用設備保守点検委託契約を行っている。これらの契約では、それぞれ年2回点検を行うこととしているものの、修繕等の実施に係る事項は含まれていないため、点検の結果、不良が報告された場合には別途修繕等を行う必要がある。

ところで、表3のとおり、平成14年9月に報告された点検結果で不良と判定された設備については、平成15年3月にも同様の報告を受けており、さらに監査日現在(平成15.4.25)に至るも修繕等に向けた対応が行われておらず、保守点検委託の成果が活用されていないのは適切でない。

部は、災害対策用備蓄倉庫の消防用設備の保守管理を適切に行われたい。

( 生活福祉部 )

(表2) 消防用設備保守点検委託契約状況

区分	契 約 名	契約金額	契約期間	契 約 業 者
1	東京都白鬚東倉庫の消防用設備保守点検委託について	499,579円	平成14年4月1日～ 平成15年3月31日	A
2	東京都毛利倉庫外8カ所の消防用設備保守点検委託について	367,500円	同 上	B

(表3) 消防設備保守点検状況

契約	倉 庫 名 称	点検結果報告(平成14年9月)	点検結果報告(平成15年3月)
1	白鬚東倉庫	〔避難口非常電源〕 ・蓄電池不良のため非常時点灯せず。3台(11台中)	9月点検結果報告と同様 ただし、8台(11台中)。
2	船橋倉庫	〔自動火災報知設備〕 ・受信機内予備電池容量不足のため交換を要す。	9月点検結果報告と同様
	西新小岩倉庫	〔電圧計(受信機内)〕 ・電圧計不良のため交換を要す。	9月点検結果報告と同様
	城南大橋第2倉庫	〔防火設備〕 ・連動用煙感知器不作動の為交換を要す。1～3階計7個 ・1階及び2階シャッター各1面電動開閉せず。調査、改修を要す。	9月点検結果報告と同様 ただし、1～3階計8個。

( 3 ) 委託契約に基づく備品の受入手続を適正に行うべきもの

障害福祉部は社会福祉法人東京都社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）と、東京都障害者（児）施設の管理運営業務について委託契約を締結し（契約期間：平成14.4.1～平成15.3.31、契約金額（支払限度額）：173億427万9,434円）、当該契約に基づいて事業団が委託期間中に取得した備品については、東京都に帰属することとしている。

ところで、平成14年度における備品の管理保全状況について見たところ、部は、事業団が委託期間中に取得した表4の備品を、平成14年度末までに都の備品として受け入れておらず、また、取得価格100万円以上の備品4点（七生福祉園の冷蔵庫、オープン、洗濯機及び食品加工機）について東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号）第6条の2に定める財務会計システムのデータファイルに記録していないことが認められた。

部は委託契約に基づく備品の受入手続を適正に行われたい。

（ 障害福祉部 ）

（表4）各施設における平成14年度取得（購入）備品

施設名	数量	金額（円）
七生福祉園	洗濯機 ほか167点	28,147,390
東村山福祉園	食器洗浄機 ほか98点	7,165,764
千葉福祉園	印刷機 ほか273点	15,464,557
日野養護園	除湿器 ほか32点	2,930,586
大泉就労支援ホーム	マッサージチェア ほか27点	2,179,474
八王子福祉園	ノートパソコンほか79点	7,274,302
小平福祉園	包丁まな板殺菌庫 ほか64点	4,973,046
日の出福祉園	心電計 ほか65点	5,998,327
町田福祉園	ソファセット ほか50点	4,709,845
合計	864点	78,843,291

（その他）

( 4 ) 公印影刷り込み文書にかかる事務処理を適正に行うべきもの

保険部は、心身障害者の医療費助成事務について医療費助成費の支払い、高額療養費の還付請求事務に必要なデータの入力、各種帳票の作成及び受給台帳等の台帳管理事務について、単価契約により心身障害者医療費助成システム電算処理委託契約を締結している（契約推定金額：9,833万5,020円、契約の相手方：株式会社M、契約期間：平成14.4.1～平成15.3.31）。

ところで、部は、この契約により保険部医療助成課長名の公印印影の刷り込み文書の印刷を表5のとおり行わせ、当該文書に必要なデータを印字させ都に納入させているが、当該処理に当たり、東京都公印規程（昭和28年東京都規則第158号）第11条の3及び公印印影刷り込み取扱基準（63総総文第141号）に基づく必要な公印印影の貸与手続、経過を記録する公印印影貸与等処理簿の記帳が行われておらず、適正でない状況が認められた。

部は、公印印影の刷り込み文書にかかる事務処理を適正に行われたい。

（ 保 険 部 ）

（表5）委託による公印刷り込み文書

文 書 名	年間予定件数
医療費助成制度対象者に係る高額療養費に関する調査について（依頼）	23,120件
都外における都の契約医療機関での受診者で東京都医療費助成制度対象者に係る国民健康保険の高額療養費の払い込みについて	2,150件
医療費助成制度対象者に係る高額医療費の代理受領について（依頼）	

（5）女性福祉資金貸付金の債権増減異動通知書を適正に作成すべきもの

子ども家庭部では、配偶者のない女性等の経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として東京都女性福祉資金貸付条例（昭和45年東京都条例第30号）に基づき、就学支度金や生活資金など11種類の資金を貸付ける女性福祉資金貸付事業を行っており、平成14年度は総額で1億1,501万余円を貸し付けている。

これら貸付金は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第94条第1項の規定に基づき債権増減異動通知書を作成し出納長に通知しなければならないとされている

この債権増減異動通知書について見たところ、表6のとおり女性福祉資金貸付金の平成14年度末における債権額に、債権として増減の必要がない不納欠損額120万円を加えて通知していることが認められた。

子ども家庭部は女性福祉資金貸付金の債権増減異動通知書を適正に作成されたい。

（ 子ども家庭部 ）

（表6）女性福祉資金貸付金債権状況

（単位：円）

区 分	平成14年度末債権額	備 考
実 際 の 債 権 額	1,126,801,881	
債権増減異動通知書債権額	1,128,001,881	不納欠損額120万円加算計上
過 大 通 知 額	1,200,000	

## 健 康 局

### 1 実地監査期間

平成15年5月9日から同月20日まで

(ただし、島しょ保健所八丈出張所は平成15年6月25日)

### 2 指摘事項

(歳入)

#### (1) 公印印刷り込み現金領収書の管理を適正に行うべきもの

動物愛護相談センターでは、東京都動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年東京都条例第81号)第48条第2項に基づき、センターで収容している犬猫の所有主がその返還を求めた際、返還に要する費用及び飼養管理に要する費用等を徴収し、公印印刷り込み現金領収書を発行している。

ところで、この現金領収書の管理状況について見たところ、東京都公印規程(昭和28年東京都規則第158号)第11条の2第3項に規定する公印事前押印・印刷り込み文書等処理簿により現金領収書の使用状況を明らかにしなければならないにもかかわらず、同処理簿が備えられていないこと、及び現金領収書1枚の所在が不明となっていることが認められた。

センターは、公印印刷り込み現金領収書の管理を適正に行われたい。

(動物愛護相談センター)

(歳出)

#### (2) 医療機器の購入契約を適正に行うべきもの

北療育医療センターは、表1のとおり、輸液ポンプ等の医療機器を随意契約により購入している。

ところで、これらの契約状況について見たところ、契約時期が同一あるいは近接していることから1件の契約とすれば、予定価格の合計が東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2第2号に規定する随意契約によることができる場合の金額(財産の買入れ160万円)を超えていることが認められた。

しかしながら、これらはいずれも一般的な医療機器であり、個別に契約すべき特段の理由がないことから、4件の随意契約ではなく1件の指名競争入札により契約すべきである。

センターは、医療機器の購入契約を適正に行われたい。

(北療育医療センター)



(表1) 医療機器の購入契約状況

NO	品名	数量	契約年月日	予定価格	契約金額	契約の方法	契約の相手方
1	輸液ポンプ アトム p-600	1台	平成15.3.7	239,400円	231,000円	随意契約	A
2	輸液ポンプ アトムシリシ'ホ'ソフ 1235N	2台	平成15.3.7	399,000円	396,900円	随意契約	A
3	ネブライザー アトムニックライザ' 305	4台	平成15.3.7	831,600円	819,000円	随意契約	A
4	ネブライザー アトムニックライザ' 305	1台	平成15.3.19	220,500円	204,750円	随意契約	A
合 計				1,690,500円	1,651,650円		

## (3) 事業概要の印刷作成を早期に行うべきもの

市場衛生検査所及び北療育医療センターでは、事業計画等の広報を目的とし、事業概要を印刷作成している。

ところで、「印刷物取扱事務の細目について」（平成10年3月18日付9総総文第597号）第2の2の(9)において、事業概要は、その作成目的を効果的に達成するため、原則として年度の上半期中に作成することとされている。

しかしながら、平成14年度事業概要の作成状況について見たところ、所及びセンターは、特段の理由がないにもかかわらず、表2のとおり、作成が著しく遅延している状況が認められた。

所及びセンターは、事業概要の印刷作成を早期に行われたい。

(市場衛生検査所)

(北療育医療センター)

(表2) 平成14年度の事業概要印刷作成契約の締結状況

部署名	契約金額	作成部数	契約月日	納品日
市場衛生検査所	213,150円	350部	平成14.11.26	平成14.12.28
北療育医療センター	463,050円	350部	平成15.1.21	平成15.3.14

病院経営本部

(東京都病院会計)

1 実地監査期間

平成15年5月6日から同月23日まで

2 指摘事項

(収入)

(1) 特定保険医療材料費の請求を適正に行うべきもの

医科診療報酬点数表(平成14年厚生労働省告示第71号)は、第10部通則2において、手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下「特定保険医療材料」という。)を使用した場合の手術の費用は、当該手術の所定点数の他にその特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定することとしている。

ところで、各病院の診療報酬の請求について見たところ、表1のとおり適正を欠くものが見受けられた。

各病院は、特定保険医療材料費の請求を適正に行われたい。

(広尾病院)

(駒込病院)

(松沢病院)

(表1) 特定保険医療材料費に係る診療報酬請求の誤り

病院名	使用年月日	実際に使用された材料及び当該保険点数A	請求書に記載された材料及び保険点数B	請求不足金額 (A - B) × 10 円	備考
広尾	平成14.8.29	バイオセンス・STAR カテーテル 53,400点 2本 計 106,800点	バイオセンス・STAR カテーテル 53,400点 1本	534,000円	心臓手術
駒込	平成14.7.3	モジュラーヘッド 14,200点 1個 ペグ付カップ 11,800点 1個 ケーブル/スリーブ 6,930点 5本 プレート 3,450点 1個 計 64,100点	白蓋形成用カップ 19,500点 1個 人工関節固定強化部品 1,930点 2個 計 23,360点	407,400円	人工股関節

(駒込)	平成 14.7.10	大腿骨ステムヘッド 14,200点 1個 ライナー 7,920点 1本 計 22,120点	請求漏れ	221,200円	人工股関節
松 沢	平成 14.12.4	クロスリンクポリ 7,920点 1個	請求漏れ	79,200円	人工股関節
	計	200,940点	76,760点	1,241,800円	

(注) 診療報酬は1点10円である。

(支 出)

(2) 契約の履行確認を適正に行うべきもの

経営企画部は、都立荏原病院における都立病院屋上緑化モデル事業委託契約(契約金額: 3,284万4,000円、契約月日:平成14.12.10、履行期限:平成15.3.31)をAと特命により締結している。

ところで、当該契約の仕様書では、履行内容の一部として、屋上緑化の結果、ヒートアイランド現象の緩和やエネルギー消費の低減などに対する影響を評価する、試験研究機関と連携し、三宅島火山灰土や人工土壌などを活用した植栽基盤と植生について調査研究し、それぞれ報告書を提出することとしている。

しかしながら、報告書を見たところ、ヒートアイランド現象の緩和、三宅島火山灰土の利用等に関する調査について、履行の完了を確認できるデータ等が記載されていないにもかかわらず、履行を完了したものであるのは適正でない。

部は、契約の履行確認を適正に行われたい。

( 経営企画部 )

(支 出)

(3) 契約手続を適切に行うべきもの

経営企画部は、職員の腰痛健康診断の委託契約(推定総金額:510万9,489円、契約月日:平成14.10.21、履行期限:平成15.3.31)をBと特命により締結している。

ところで、当該契約の特命理由について見たところ、職員の過去数年の詳細な検査データを有し、それを基にきめ細かい検査・診断を行うことができ、多数の専門の医師・検査技術員を有していることなどを理由として、Bを特命している。

しかしながら、当該業務は、通常の腰痛健康診断業務であり、他の業者でも行うことが可能

であることから、特命による委託契約とすることは適切でない。

部は、契約手続を適切に行われたい。

( 経営企画部 )

( 支 出 )

( 4 ) 廃棄物の処理に係る契約手続を適正に行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）は、第12条の3において、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、受託者に対し産業廃棄物管理票を交付すべき旨を、また、同法施行令（昭和46年政令第300号）は、第6条の2において、廃棄物の種類及び数量、運搬の最終目的地の所在地、処分施設の処理能力等について委託契約書に記載すべき旨を規定している。

ところで、駒込病院では、医療行為に関して排出される産業廃棄物の処理を業者に委託しており、契約の締結にあたり、仕様書において、最終処分場の許可内容、中間処理のための焼却炉の能力等の明示を求めている。

しかしながら、契約書の添付書類等を確認したところ、契約書に記載された最終処分場に係る産業廃棄物処分業許可書の写しが提出されていない、仕様書に定める焼却炉の処理能力に関する精度管理上の測定値が提出されていない、ことが認められた。

病院は、廃棄物の処理に係る契約手続を適正に行われたい。

( 駒込病院 )

### 3 意見・要望事項

( 重点監査事項 )

( 1 ) 行政財産使用料の減額率について見直しを検討すべきもの

都立病院では、食堂の行政財産使用許可に係る使用料について、主として職員の利便に供するため、低廉な価格又は料金で食堂を運営している場合に当たるとして、減額又は免除を行っている（東京都病院事業に係る行政財産使用料及び財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する規則（昭和51年東京都規則第74号）第5条第3号）。

ところで、食堂の行政財産使用料については、これまで全病院において全額免除を行っていたが、収支の改善等を図るため、「都立病院の行政財産使用許可に係る使用料の見直しについて」（平成10年12月15日付10衛病財第403号）において、食堂利用者に占める職員の比率（以下「職員利用率」という。）を参考に減額率を定め、使用料を徴収することとしている。

これに基づき、経営企画部は、「食堂の行政財産使用許可に係る使用料の減額又は免除について」（平成14年3月11日付13衛病財第624号）（以下「通知」という。）で、食堂の利用状況に関する調査をもとに平成14年度から3年間適用する減額率を示しており、各病院はこれをもとに使用料を決定している。

しかしながら、各病院の減額率について見たところ、表2のとおり、職員利用率が普通病院29.6～60.2%、その他病院71.1～92.9%となっているにもかかわらず、部が通知により普通病院50%、その他病院100%とした二区分のみの減額率を示していることから、各病院は通知に示された減額率をそのまま適用し、結果として利用実態を反映しない減額率となっている状況が認められた。

部は、食堂の利用実態を反映したものとなるよう、行政財産使用料の減額率について見直しを検討されたい。

（表2）職員利用率の調査結果及び各病院の減額率の設定について

		職員利用率	減 額 率
普通病院	広尾病院	60.2%	50%
	大塚病院	46.7%	
	駒込病院	50.2%	
	豊島病院	29.6%	
	荏原病院	58.8%	
	墨東病院	45.0%	
	府中病院	47.0%	
その他病院	神経病院	92.9%	100%
	清瀬小児病院	71.1%	
	松沢病院	90.4%	
	梅ヶ丘病院	80.3%	

（注）職員利用率については、平成14年2月4日から同月22日までの間で、各病院が任意に設定した連続する3日間における食堂利用者数を調査している。

## 産 業 労 働 局

### 1 実地監査期間

平成15年5月26日から同年6月10日まで

### 2 指 摘 事 項

( 歳 入 )

#### ( 1 ) 収納金の即日払込みを適切に行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第29条によると、金銭出納員は、その取り扱った収納金を納付書によって、即日(即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日)指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。ただし、収納金が少額のもの又は遠隔の地若しくは交通不便の地で取り扱う収納金で、毎日払い込むことが不適当と認める場合は、証券により納付されたものを除き、1万円に達するまでの金額を取りまとめて払い込むことができるとされている。

ところで、産業技術研究所(以下「研究所」という。)の本部(西が丘庁舎)では、東京都立産業技術研究所条例(平成9年東京都条例第33号)第5条により依頼試験等の使用料、手数料等の収納を行っているが、その収納金(平成14年度は1億6,200万余円の収入をしており、1日に100万円を超える日が30日にもなっている。)の払込みについては、指定金融機関等が研究所の近くにあるにもかかわらず、すべて翌営業日に行われており適切でない。

研究所は、収納金の即日払込みを適切に行われたい。

( 産 業 技 術 研 究 所 )

( 歳 出 )

#### ( 2 ) 契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

商工部及び農林水産部において、契約の履行状況等について見たところ、次のとおり、履行確認を適正に行っていない事例が見受けられた。

商工部は、「東京都中小企業団体名簿(14年度版)」の印刷製作請負契約(契約金額:70万8,750円、契約締結日:平成14.10.29)をAと締結しており、その履行期限を平成15年2月28日とし、成果品の納品の際には、ディーゼル車使用規制適合車による配送を確認するため、「使用車報告書」の提出を求めている。

ところで、当該契約の履行確認状況について見たところ、納品書の検査確認日は2月26日となっているのに対し、請負業者から提出された「使用車報告書」では納入日が3月4日とな

っており、履行確認が適正に行われていないことから、実際の納品日が確認し得ない状況となっている。

農林水産部は、南多摩農業改良普及センター事務室等清掃委託契約（契約金額：21万7,455円、契約期間：平成14.4.1～平成15.3.31）をBと締結しているが、委託料については、四半期ごとに実績に応じた額を支払うこととしている。

ところで、当該清掃の実施状況を調査したところ、6月に行うこととしている、タイルカーペット清掃が7月に、さらに、ビニール床及び窓ガラス清掃が9月に行われているにもかかわらず、委託料の支出に当たり履行確認を行わなかったことから、表1のとおり、第1四半期において当初の支払予定額を支出しており、適正を欠く事務処理を行っている。

両部は、契約に係る履行確認を適正に行われたい。

（商工部）

（農林水産部）

（表1）第1四半期の支払状況

（単位：円）

支払予定額	実績相当額	過払額
63,735	31,500	32,235

（歳出）

（3）産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの

高齢者技術専門校は、平成15年3月7日に、石膏ボード（ガラス・コンクリート・陶磁器くず）3m<sup>3</sup>の産業廃棄物処理委託契約（契約金額：6万6,150円、履行期限：平成15.3.31）を、Cと締結している。

産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条第3項の規定により、産業廃棄物の収集・運搬及び処分を他人に委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については、産業廃棄物処分許可業者に、それぞれ委託しなければならないとされている。

しかしながら、当該契約について見たところ、業者の資格についてそれぞれの許可証を事前に確認すべきであるが、契約担当者がそれを確認することなく契約を行ったため、収集運搬業のみの許可を受けた業者に対して、処分を合わせて委託しているのは適正でない。

校は、産業廃棄物の処理委託を適正に行われたい。

（高齢者技術専門校）

(財 産)

( 4 ) 債権の通知を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第94条によると、局長はその所管に属する債権について異動があった場合は、債権増減異動通知書を作成し、定められた期日までに出納長に通知しなければならないとされている。

ところで、農林水産部における債権増減異動通知書(平成14年度下期分)について見たところ、表2のとおり、債権の通知を適正に行っていない事例が認められた。

林業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づく林業改善資金等の貸付けを行っているが、林業生産高度化資金貸付金の債権のうち2万円が過大となっている。

農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)に基づく農業改良資金の貸付けを行っているが、生産方式改善資金貸付金の債権のうち265万2,000円が過小となっている。部は、債権の通知を適正に行われたい。

( 農林水産部 )

(表2) 債権額の計上状況

(単位:円)

名 称	正	誤	差引増 減
林業生産高度化資金貸付金	31,004,000	31,024,000	20,000
生産方式改善資金貸付金	103,598,000	100,946,000	2,652,000



中央卸売市場  
(東京都中央卸売市場会計)

1 実地監査期間

平成15年1月10日から同月31日まで

2 指摘事項

(収入)

(1) 市場施設の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行うべきもの

知事は、特に必要があると認めるときは、売買参加者及び買出人の団体その他の者に対しても市場施設の使用を許可することができ、許可した施設の区分に応じて定められた使用料を納付させることとされ、又この納付期限は毎月分をその月の25日とするとされている。(東京都中央卸売市場条例(昭和46年東京都条例第144号)第88条及び第94条、同施行規則(昭和46年東京都規則第273号)第71条及び第78条)。

ところで、築地市場は、委託事業に係る作業員詰所として、Aに対し2階事務室を使用許可(期間:平成14.8.26~平成15.3.31、面積:63.0㎡、使用料月額13万5,450円)しているが、監査日(平成15.1.30)現在、使用料(平成14.8.26~平成15.1.31分)70万3,466円の調定を行っていないのは適正でない。

築地市場は、市場施設の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行われたい。

(築地市場)

住 宅 局

1 実地監査期間

平成15年5月6日から同月19日まで

2 指 摘 事 項

( 歳 入 )

( 1 ) 損失補償返還金の調定を行うべきもの

「債権の一般的処理基準について」(47出決第75号昭和48年3月17日)によれば、当該年度中に履行期限の到来する債権については歳入として調定することとし、債権としては計上しないこととしている。

ところで、民間住宅部は、東京都個人住宅建設資金融資あっせん制度に基づき、金融機関に対し東京都が損失補償を行ったものを、表1のとおり、金融機関から債権譲渡を受け、債権(損失補償返還金)として1億1,753万5,309円管理している。

しかしながら、この返還金は、借受人と金融機関で取り交わした契約書の返済期限が過ぎており、履行期限が到来しているため債権として計上すべきではない。

部は、損失補償返還金の調定を行われたい。

( 民間住宅部 )

( 表 1 ) 損失補償返還金債権譲渡一覧表

債権譲渡年度	金 額	件 数
昭和60年度	2,247,646 円	1 件
61	13,666,150	1
62	16,027,122	1
平成4年度	5,221,614	2
6	14,086,781	3
7	15,201,548	2
8	23,130,827	2
11	16,377,148	3
不明(損失補償年度 昭和52年度2件 昭 和54・63年度各1件)	11,576,473	4
計	117,535,309	19

( 歳 出 )

( 2 ) 債権者の確認を適切に行うべきもの

民間住宅部は、宅地建物取引主任者証交付に係る業務の一部について、Aと委託契約（契約年月日：平成14.4.1、契約期間：平成14.4.1～平成15.3.31）を締結し、表2のとおり、四半期ごとに委託料（支出額累計：797万3,280円）の支出を行っている。

ところで、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第50条によると「収支命令者は、債権者を確認し、その印鑑及び代理関係を調査しなければならない」とされている。

しかしながら、この契約の委託完了届、委託業務処理状況実施報告書、支払金口座振替依頼書及び請求書を見たところ、代表者の印鑑が契約書に押印されているものと相違しているにもかかわらず支出している。

請求書等の印鑑を調査することは、正当な債権者に確実な支払がなされるなど事故防止を図る上で必要な行為であり、また、本件は四半期ごとに調査する機会があったにもかかわらず、これを行っておらず適切でない。

部は、債権者の確認を適切に行われたい。

( 民間住宅部 )

( 表 2 ) 委託料支払状況

( 単位: 円 )

支払時期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
支払金額	430,920	679,140	2,964,780	3,898,440

建 設 局  
(東京都都市再開発事業会計)

1 実地監査期間

平成15年2月6日から同年3月5日まで

2 指摘事項

(歳入)

(1) 道路掘さく復旧工事監督事務費にかかる調定事務を遅滞なく行うべきもの

局は、道路の占用に伴う道路の掘さく跡の復旧工事を占有者が行う場合は、道路掘さく復旧工事監督事務費(以下「監督事務費」という。)を占有者に負担させるものとしている(東京都道路占用規則(昭和52年東京都規則第132号)第17条及び道路占用工事要綱第5)。

ところで、南多摩東部建設事務所が行った監督事務費にかかる調定事務について見たところ、表1のとおり、道路掘さく復旧工事のしゅん工届が提出され、立会いが終了しているにもかかわらず、監督事務費の確定及び調定を平成14年9月2日に一括して行っていることが認められ、調定事務が大幅に遅延しているのは適切でない。

所は、監督事務費にかかる調定事務を遅滞なく行われたい。

(南多摩東部建設事務所)

(表1) 監督事務費にかかる調定等の状況

占有者	しゅん工届 及び立会い の年月日	確定及び調定 の年月日 (納期限)	納入年月日	監督事務費 (円)
A	平成13. 7.13	平成14. 9.2 (平成14.10.2)	平成14.10. 2	808,239
	14. 2.19			45,456
	13. 8. 9			1,146,265
	14. 4.25			16,490
B	13. 9. 4		14. 9.27	192,349
	13.12.26			3,815
	13.12.26			2,648
C	13.12. 3		14. 9.30	2,110
	13.10. 4	1,428		
D	13.10.23	14. 9.26	59,872	
合 計				2,278,672

( 歳 出 )

( 2 ) 物件移転補償にかかる支出を適正に行うべきもの

第三建設事務所では、補助62号線事業用地(中野区弥生町)の取得に伴い、Eと物件移転補償契約(契約金額:2,203万1,324円、契約年月日:平成14.11.28)を締結している。この物件移転補償にかかる算定については、適正かつ公平な補償を行うということから、東京都の事業の施行に伴う損失補償に関する「補償算定要領」等に基づいて行うこととされている。

ところで、当該契約にかかる物件移転補償の算定について見たところ、一般動産の移転に伴い生じる経費の補償について、単価の記入を誤ったこと、営業休止等に伴い生じる経費の補償について、消費税相当額が含まれている単価に、更に消費税相当分を上乗せしていることが認められた。この結果、2万742円が過大に支出されており適正でない。

所は、物件移転補償にかかる支出を適正に行われたい。

( 第三建設事務所 )

( 財 産 )

( 3 ) 債権額の計上を適正に行うべきもの

局は、多摩川水系の砂利採取を収束(昭和40年)させるため、「多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則」(昭和39年東京都規則第291号)に基づき、当時の砂利採取業者に対して、転業等に必要な資金の一部を無利子で貸し付けている。

ところで、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第94条の規定に基づく局長からの出納長への提出書類である「債権増減異動通知書(平成14年度上半期分)」にかかる決定文書(決定年月日:平成14.10.31)を見たところ、当該資金にかかる貸付金の償還金で、平成13年3月末日までに償還期限が到来し、滞納となっている40万3,750円を債権として通知しているのが認められた。

しかしながら、「債権の一般的処理基準について(昭和48年3月17日付47出決第75号出納長通知)」によれば、債権として出納長へ通知を行い、計上を要するものは、債権のうち、当該年度中に履行期限の到来する部分を除いたものとされていることから、本件のように履行期限の到来した収入未済額を平成14年度分の債権として通知し、計上しているのは適正でない。

局は、債権額の計上を適正に行われたい。

( 総 務 部 )

( 河 川 部 )

(その他)

(4) 委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

多摩ニュータウン整備事務所は、Fと相原・小山地区路面清掃他委託契約(単価契約)(契約期間:平成14.5.27~平成15.3.31、発注限度額:300万円)を締結し、所の指示に基づいて路面清掃等を行わせることとしている。

ところで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第5条の規定によると、契約の目的たる給付の履行確認の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から、工事以外の給付については10日以内の日としなければならないとされている。

しかしながら、所は、平成14年10月7日に行った第2回目の指示及び同年12月16日に行った第3回目の指示について、平成14年10月15日及び同年12月25日にそれぞれ完了届の提出を受けていたにもかかわらず、監査日(平成15.2.19)現在、履行の確認をしていないのは適正でない。

所は、委託契約の履行確認を適正に行われたい。

(多摩ニュータウン整備事務所)

港 湾 局

( 東京都臨海地域開発事業会計 )

( 東京都港湾事業会計 )

1 実地監査期間

( 1 ) 一般会計監査 平成 15 年 5 月 21 日から同年 6 月 4 日まで

( 2 ) 企業会計監査 平成 15 年 1 月 10 日から同月 30 日まで

2 指摘事項

( 収 入 )

( 1 ) 債権としての管理を適切に行い、早期に返還金を収入すべきもの

東京港管理事務所及び東京港防災事務所(以下「所」という。)は、財団法人東京港埠頭公社(以下「公社」という。)が本社を東京都港区に移転したことに伴い、都の委託事業に係る移転経費を平成3年度及び平成4年度に委託料として支払っている。

ところで、局は、平成4年12月に公社と、この移転経費のうち敷金相当分について、公社が賃料引き下げによる敷金の精算返還を賃貸借契約者である竹芝地域開発株式会社(平成10年4月1日株式会社東京レポートセンターに事業統合、以下「会社」という。)から受けた場合は、遅滞なく、当該敷金相当分を都に返還する旨の「覚書」を取り交わしている。

しかしながら、所は、平成14年度当初に公社の入居しているビルの賃料値下げが行われ、この値下げに伴う会社から公社への敷金の返還について、了知していたにもかかわらず、債権として適切に管理していないことから、監査日(平成15.1.23)現在、この敷金相当分の都への返還金(試算額441万5,502円)が、未だ収入されていないものとなっている。

所は、債権としての管理を適切に行い、早期に返還金を収入されたい。

( 東京港管理事務所 )

( 東京港防災事務所 )

( 2 ) 臨海地域開発事業会計所管用地貸付料を適正に徴収すべきもの

東京都臨海地域開発規則(平成13年東京都規則第80号)第3条第2項によれば、異なる会計間の所管換等について、臨海地域の開発を妨げない限度において、短期の使用承認により、臨時設備の設置その他一時使用のため用地を使用させることができるとしている。

また、同規則第20条において、一時貸付けに係る貸付料は、貸付料決定の日から1月以内にその全額を納付しなければならないとしている。

ところで、東京港防災事務所は、臨海地域開発事業会計所管用地(江東区青海2丁目所在、

11,360㎡)を、平成14年3月27日に、港湾事業会計が所管する臨時施設(野積場、バンブール、シャーシブール)用地として使用させる旨の承認(港湾経営部長あて、期間:平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)を行っている。

しかしながら、当該用地に係る貸付料について見たところ、当該貸付料722万4,960円(年額)が平成14年3月29日に決定しているにもかかわらず、監査日(平成15.1.23)現在、徴収に係る事務手続を行っていないのは、適正でない。

所は、臨海地域開発事業会計所管用地貸付料を適正に徴収されたい。

(東京港防災事務所)

(歳入)

(3)建物維持管理経費について会計別の適切な負担に努めるべきもの

東京港管理事務所は、東京港における港湾施設の管理、水域管理、ヘリポートの管理等の業務を行っており、それぞれの業務に必要な経費については、一般会計、港湾事業会計及び臨海地域開発事業会計の3会計で負担することとしている。このうち、同所が設置する日の出庁舎ほか6箇所の事務室にかかる建物維持管理経費については、それぞれの事務室ごとに3会計の職員構成比で按分した金額を各会計で負担することとしている。

ところで、各事務室にかかるこの建物維持管理経費の会計別負担状況について見たところ、日の出庁舎ほか3箇所の事務室では適切に負担されていたが、表1のとおり、晴海ふ頭係事務室及び大井ふ頭係事務室ではすべて一般会計で負担し、また、有明ふ頭係事務室ではすべて港湾事業会計で負担していることが認められた。そのため各会計の職員構成比で按分した適切な負担と比べて、一般会計の負担金額が90万5,702円過大となっている。

所は、建物維持管理経費について会計別の適切な負担に努められたい。

(東京港管理事務所)

(表1)東京港管理事務所の建物維持管理経費の会計別負担について (単位:円)

区 分 (職員定数)	建物維持管理経費	職員構成比による各会計の負担金額		
		一 般 会 計	港 湾 事 業 会 計	臨海地域開発 事業会計
晴海ふ頭係事務室 (5人) (晴海客船ターミナル内)	1,881,942	誤	1,881,942	0
		正	376,388 (1人)	1,505,554 (4人)
				0 (0人)



大井ふ頭係事務室 (3人) (大井セントラル内)	3,071,541	誤	3,071,541	0	0
		正	2,047,694 (2人)	1,023,847 (1人)	0 (0人)
有明ふ頭係事務室 (6人) (10号地ふ頭 1号上屋内)	3,247,399	誤	0	3,247,399	0
		正	1,623,699 (3人)	1,623,700 (3人)	0 (0人)
合 計	8,200,882	A	4,953,483	3,247,399	0
		B	4,047,781	4,153,101	0
A - B			905,702	905,702	0

(注) ( )内は職員定数

(4) 港湾設備の使用許可に伴うガス料金の徴収を適正に行うべきもの

東京港管理事務所では、A外1団体(以下「使用者」という。)に対し、港湾設備である竹芝客船ターミナル2階事務室を使用することを許可しており、当該使用許可に伴う光熱水費は、使用者が負担するものとしている(港湾設備使用許可書使用条件第7)。

ところで、当該使用許可に伴うガス料金の徴収については、Cの各月の請求額をもとに、使用者のガス使用量比で按分した金額を負担させるべきところ、所は、定額単価に使用量に乗じた金額を徴収していることから、表2のとおり、各使用者からの当該ガス料金の徴収に過不足が生じていることが認められた。

所は、港湾設備の使用許可に伴うガス料金の徴収を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

(表2) 港湾設備の使用許可に伴うガス料金の徴収状況

(単位: 円)

使用者	使用を許可した港湾設備	許可期間	ガス料金		
			A 徴収すべき金額 (正)	B 徴収金額 (誤)	C=A-B 差引額
A	竹芝客船ターミナル2階96.70㎡	平成14.4.1 ~平成15.3.31	152,788	104,160	48,628

B	竹芝客船 ターミナル 2階54.77㎡	平成14.4.1 ~平成15.3.31	67,836	111,780	43,944
---	---------------------------	------------------------	--------	---------	--------

(5) 適正な受入科目で歳入すべきもの

東京港管理事務所は、表3のとおり、行政財産である東京晴海海員会館（所在：中央区晴海3丁目16番6号、船員用厚生施設）の一部を、Dに対し、同本部事務所として使用することを許可している。

ところで、この使用許可に伴う使用料の徴収については、行政財産の使用許可による歳入であることから、(款)使用料及手数料(項)使用料(目)港湾使用料(節)埠頭施設で徴収すべきところ、普通財産の貸付などの歳入科目である(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入(節)地所賃貸料で徴収していることが認められた。

所は、適正な受入科目で歳入されたい。

(東京港管理事務所)

(表3) 行政財産許可状況

区分	許可場所	許可面積	許可期間	使用料
D	東京晴海海員会館 3階	(㎡) 49.96	平成14.4.1~ 平成15.3.31	年額(円) 324,408

(財産)

(6) 物品の管理を適正に行うべきもの

東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号。以下「規則」という。）第6条の2は、物品のうち備品については、財務会計システムのデータファイルに記録しなければならないと規定している。

ところで、東京港管理事務所は、Eと小型四輪貨物自動車（以下「自動車」という。）の購入契約（契約年月日：平成14.9.13、契約金額：120万3,300円）を締結し、平成14年10月18日に備品である自動車1台を取得しているにもかかわらず、監査日（平成15.5.20）現在、当該備品を財務会計システムのデータファイルに記録していない。また、この購入に伴い自動車1台の廃棄を行っているが、データファイルの記録を削除していない。

所は、自動車購入にかかる物品の管理を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

## 東京消防庁

### 1 実地監査期間

平成15年3月10日から同月17日まで

### 2 指摘事項

(歳出)

(1) 職員の健康診断に係る契約を効率的に行うべきもの

人事部は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条第1号に基づく職員の健康診断を行うに当たり、表1のとおり、健康管理室所管の常勤職員と職員課所管の非常勤職員に分け、区部はAと、また、多摩地域はBと契約(契約期間:平成14.4.1~平成15.3.31、契約方法:単価契約)を締結している。

この契約について見たところ、健康診断は、受託業者が巡回方式により各消防署等に赴き、常勤職員及び非常勤職員を同一の診断日・会場・検査内容で実施していることが認められた。

しかしながら、常勤職員と非常勤職員とを分けて契約していることは、契約から支払いまでの一連の事務処理上効率性を欠いており、適切でない。

人事部は職員の健康診断に係る契約を効率的に行われたい。

(人事部)

(表1) 職員健康診断実施状況

(単位:円)

区分	地域	契約番号	受託業者	推定総金額
常勤職員 (人事部健康管理室)	特別区部	14総契(品)第230号	A	172,220,375
	多摩地域	14総契(品)第231号	B	53,895,051
非常勤職員 (人事部職員課)	特別区部	14総契(品)第279号	A	2,972,686
	多摩地域	14総契(品)第278号	B	530,853

交 通 局  
 (東京都交通事業会計)  
 (東京都高速電車事業会計)  
 (東京都電気事業会計)

1 実地監査期間

平成15年5月6日から同月23日まで

2 指摘事項

(支出)

(1) 工事にあたり関係部等と十分に調整すべきもの

電車部は、大江戸線汐留駅開業(平成14.11.2)にあたり、汐留駅乗務係員(電車運転手)室の既存ユニットシャワーをユニットバスに交換している。(件名:汐留駅係員ユニットバスその他設置工事契約、相手方:A、契約期間:平成14.10.15~平成14.11.15、契約金額:197万4,000円)

しかしながら、乗務係員室のユニットシャワーは、駅舎工事にあたり電車部及び建設工務部が関係部等と十分に調整しなかったことから、平成12年12月31日に駅舎工事が完成して以来一度も使用されないまま、今回の工事でユニットバスに交換されている。

その結果、表1のとおり、直接的な費用として、ユニットシャワーの設置及び撤去にかかる費用91万5,705円が不経済支出となっている。

電車部及び建設工務部は、このような不経済支出がないよう、工事にあたり関係部等と十分に調整されたい。

(電車部)

(建設工務部)

(表1) ユニットシャワーの設置費及び撤去費

事 項	金 額 (円)	
<当初工事> 既存ユニットシャワー設置費	工事費	351,900
	仮設費	21,000
	諸経費	50,100
	消費税	21,150
	小計	444,150
<今回工事> ユニットバス設置工事に伴う ユニットシャワー撤去費	工事費	375,000
	諸経費	74,100
	消費税	22,455
	小計	471,555
合 計	915,705	

(支 出)

( 2 ) 契約手続を適切に行うべきもの

職員部は、職員住宅(13箇所1,017戸)の保守管理業務委託を、局が出資しているBに特命している。(件名:職員住宅の保守管理業務委託、契約年月日:平成14.4.1、契約金額:1,052万1,000円)

その委託内容は、入居・退居立会及び修繕業務、電気・給水設備保守点検、給水ポンプ設備保守点検、貯水槽清掃、テレビ共同受信施設保守点検となっており、また、一級建築士、自家用電気工作物主任技術者及び建築物環境衛生管理技術者を選任し、交通局へ報告することとされている。

ところで、その特命理由を見ると、上記業者は

職員住宅の保守管理、修繕業務に必要な技術者を有しているとともに、各種設備の状態を熟知しているため、効率的な予防保全を行うことができる

交通局の職員住宅規程、使用上の費用負担などの基準類を熟知しているため、入居職員への対応を確実に行うことができる

24時間体制で職員住宅の保守管理、修繕業務の体制を整えている

として、特命している。

しかしながら、これらは他社でも対応が可能であることから、いずれも特命理由として適切でない。

部は、契約手続を適切に行われたい。

( 職 員 部 )

水 道 局  
( 東 京 都 水 道 事 業 会 計 )  
( 東 京 都 工 業 用 水 道 事 業 会 計 )

1 実地監査期間

平成15年2月3日から同年3月11日まで

2 指摘事項

( 収 入 「 重 点 監 査 事 項 」 )

( 1 ) 水道及び下水道料金の減免を適正に行うべきもの

水道局では、水道及び下水道料金の徴収にあたり、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号。以下「条例」という。）第30条及び「下水道料金徴収業務の委託に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、契約者からの申請により、水道及び下水道料金の減免を行っているが、次のとおり適正でない事例が見受けられた。

営業所は、水道及び下水道料金の減免対象者の事業の現状を適切に把握し、水道及び下水道料金の減免を適正に行われたい。

ア 条例第30条第1項及び協定によると、メッキ業を専業とする者の当該メッキ業に係る施設については、水道及び下水道料金の減額（水道料金：1月当たり150m<sup>3</sup>を超える従量料金の10%、下水道料金：1月あたり100m<sup>3</sup>を超える料金の20%）が受けられることとされている。

ところで、港営業所及び世田谷東営業所において、減額の対象となるメッキ業に係る施設としているものについて調査（平成15.2.7及び平成15.2.17）したところ、すでにメッキ業を廃業して、アパート及び駐車場として使用しているものが見受けられた。

イ 協定によると、簡易宿所営業等（旅館業法（昭和27年法律第239号）第2条第2項、第3項及び第4項に規定する旅館業で、宿泊料金が一定金額以下のもの等を営む者をいう。）については、当該宿泊施設が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する風俗関連営業（以下「風俗関連宿泊施設」という。）に該当しない限り、下水道料金の減額（1月当たり50m<sup>3</sup>を超えて200m<sup>3</sup>以下の汚水排出量1m<sup>3</sup>につき5円）が受けられることとされている。

ところで、江戸川南営業所において、簡易宿所営業等として減額が適用されているA及びBについて調査したところ、減額の対象外である風俗関連宿泊施設であることが認められた。

( 港 営 業 所 )  
( 世 田 谷 東 営 業 所 )  
( 江 戸 川 南 営 業 所 )

( 財 産 )

( 2 ) 固定資産管理台帳に登載を行い、固定資産として管理すべきもの

東京都水道局固定資産管理規程（昭和39年東京都水道局管理規程第21号）第5条及び第30条によると、事業所の長は、企業用固定資産の取得及び管理を行うとともに、固定資産管理台帳を備え、所管の固定資産の現状を明らかにしておかなければならないとされている。

ところで、東村山浄水場では、平成12年度に風力発電設備調査実験請負契約を締結し、風力発電設備（試算価額：約441万7,000円）を場内に設置させ、実験を行わせており、実験終了後は引き続き浄水場の発電設備として使用している。

しかしながら、当該設備は、請負契約書第30条第6項の規定により、請負業者から局へ所有権が移転している（平成13.3.26）ことから、固定資産管理台帳へ登載し、固定資産として管理すべきものであるにもかかわらず、監査日現在（平成15.2.17）固定資産管理台帳への登載が行われていない。

浄水場は、風力発電設備を固定資産管理台帳に登載し、固定資産として管理されたい。

( 東 村 山 浄 水 場 )

## 2 意見・要望事項

( 重点監査事項 )

( 1 ) 公設民営の社会福祉施設に対する料金減額の取扱いについて検討すべきもの

局は、社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）の適用を受ける事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業を行う施設をいう。）に対して、「国若しくは地方公共団体が経営するもの」等を除き、契約者からの申請により、水道及び下水道料金の減額を行っている（東京都給水条例第30条及び「下水道料金徴収業務の委託に関する協定」）。

ところで、局は、公の施設の管理委託などにより地方公共団体等から運営を委託されている施設（以下「公設民営の社会福祉施設」という。）の増加が見込まれることなどから、平成10年11月より、公設民営の社会福祉施設については、「国若しくは地方公共団体が経営するもの」として減額の対象とは認めないこととしているが、すでに減額を行っていた公設民営の社会福祉施設（67件）については引き続き減額を行っている。

このため、申請時期により公設民営の社会福祉施設に対する減額の取扱いが異なるものとな

っている。

局は、公設民営の社会福祉施設に対する料金減額の取扱いについて検討されたい。

(2) 狭山研修所の有効な利用について検討すべきもの

職員部では、局の宿泊研修施設である狭山研修所(昭和51年度開設、敷地面積:3,013m<sup>2</sup>、延床面積:1,272m<sup>2</sup>、宿泊室:11室、宿泊可能人数:33名)において、局職員の職層別の研修等を行っている。

同研修所における研修実績を見ると、表1のとおりであり、平成14年度においては宿泊を伴う研修が年間10泊(その他生活文化局等への使用許可による研修18泊)行われているのみであり、利用状況が低調なものとなっていることが認められた。

部は、利用率の向上など、より有効な施設の利用について検討されたい。

(表1) 狭山研修所の利用実績(宿泊件数)

(単位:泊、人)

研修区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
職層別	新任	0	4	6	7	4	1
	現任	12	16	20	22	7	0
	監督者	2	5	7	3	4	1
	管理者	2	3	5	2	2	2
実務・専門研修	1	3	1	2	3	5	
特別研修	2	0	0	0	0	0	
系列研修	1	0	0	3	3	1	
職場研修	1	0	0	0	0	0	
局研修計	21	31	39	39	23	10	
使用許可等	0	0	0	4	16	18	
合計	21	31	39	43	39	28	
延べ宿泊人員	538	706	891	887	934	514	

(注)平成14年度は、上記利用実績の他、建設部が村山貯水池の住民説明会を開催(1日)している。



下 水 道 局  
(東京都下水道事業会計)

1 実地監査期間

平成15年1月10日から同年3月4日まで

2 指摘事項

(支出)

(1) 適切な科目で支出すべきもの

東部第一管理事務所は、鷗橋架け替えに伴う江東区枝川二丁目付近既設管撤去工事(工期:平成14.8.13~平成14.11.21)を実施し、新設管敷設に伴う撤去であるとして、管渠改良費(資本的支出)で14万1,750円支出している。

しかしながら、この工事の内容について見たところ、撤去のみの工事であることから、営業費用の固定資産除却費で支出すべきである。

所は、既設管撤去工事費を適切な科目で支出されたい。

(東部第一管理事務所)

3 意見・要望事項

(重点監査事項)

(1) 基準の設定について検討すべきもの

下水道料金については、東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という。)の定めにより、水道の使用水量をもって汚水の排出量とみなして使用者より徴収している(第14条及び第16条)。しかしながら、製氷業その他の営業で、使用する水の量と排除する汚水の量が著しく異なる場合、使用者は公共下水道に排除されない水量を申告することができ(第17条)。局はその申告内容を審査して、使用する水の量から公共下水道に排除されない水量を控除(減量)して認定するとしている(第17条第2項。以下「減量認定」という。)

ところで、条例において、使用する水の量と排除する汚水の量が著しく異なる場合と定められていることから、減量認定には審査基準を設けて認定すべきであるが、この基準が設けられていないため、公共下水道に排除されない水量の多寡にかかわらず、申告があった全件が認定されており、適切でない状況となっている。

局は、減量認定の審査基準の設定について検討されたい。

教 育 庁

1 実地監査期間

平成15年6月12日から同月26日まで

(ただし、教育庁八丈出張所は平成15年6月23日、八丈高等学校は同月25日)

2 指摘事項

(歳入)

(1) 適正な会計年度で歳入すべきもの

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第142条第1項第2号の規定によれば、随時の収入で、納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度によって、歳入の会計年度所属を区分することとされている。

ところで、教育財産の使用にかかる光熱水費等の徴収事務について見たところ、表1のとおり、平成14年度の使用にかかる納入通知書の発行日が、平成15年度の歳入とすべき日付となっているにもかかわらず、平成14年度の歳入としている事例が認められた。

適正な会計年度で歳入されたい。

( 深沢高等学校 )

( 多摩社会教育会館 )

( 学 務 部 )

(表1) 光熱水費にかかる納入通知書の発行状況

使用場所	使用内容	納入通知書発行日	調定内容	調定額(円)
深沢高等学校	自動販売機、空缶回収機の設置	平成 15.4.7	電気料金 (平成15年3月分)	4,992
多摩社会教育会館	職員団体の事務室	15.4.24	職員団体電話料金 (平成15年3月分)	410
〃	〃	〃	職員団体電気料金 (平成15年3月分)	88
大島セミナーハウス (学務部)	自動販売機の設置	15.4.10	電気料金 (平成15年1~3月分)	4,850

聖山高原学園 (学務部)	給食業務委託業務 にかかる休養室	15.4.18	電気、ガス、水道料金 (平成14年4月～平成 15年3月分)	51,807 (内訳) ・電気料金 7,779 ・ガス料金 16,308 ・水道料金 27,720
-----------------	---------------------	---------	--------------------------------------	---

(歳入)

(2) 調定にかかる事務処理を適正に行うべきもの

生涯学習スポーツ部は、東京体育館ほか5施設における使用料を歳入している。

この体育施設使用料にかかる平成14年度の歳入状況について見たところ、調定額及び収入未済額が6,103万1,110円過大となっていることが認められた。

これは、平成13年度の歳入として調定すべき平成14年3月分の体育施設使用料について、誤って、平成14年度の歳入として調定処理を行い、その後、誤りに気づき平成13年度の歳入として再度調定したものの、平成14年度分として調定した額の取り消しを行わなかったことにより生じたものである。

部は、調定にかかる事務処理を適正に行われたい。

(生涯学習スポーツ部)

(歳出)

(3) 超過勤務命令を適切に行うべきもの

任命権者は、職員に超過勤務を命ずるときは、あらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に勤務の状況を確認しなければならないとされている(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都規則第55号)第7条)。

ところで、多摩教育事務所における超過勤務の命令状況について見たところ、表2のとおり、旅行命令のあった日に出張先から直接帰宅となっている者に対し、所内での超過勤務を命じている事例が認められた。

所は、超過勤務命令を適切に行われたい。

(多摩教育事務所)

(表2) 超過勤務の命令状況

月 日	氏 名	旅行命令時間等	超過勤務命令時間
5月1日	A	14:30 ~ 18:00 帰宅	17:45 ~ 20:30
10日	A	10:00 ~ 18:00 "	17:45 ~ 20:00
8月14日	B	14:00 ~ 18:00 "	17:15 ~ 18:30
9月2日	B	14:30 ~ 18:30 "	17:15 ~ 19:30
30日	C	12:00 ~ 17:45 "	17:45 ~ 19:00
10月10日	D	12:00 ~ 17:30 "	17:15 ~ 20:30
2月6日	E	13:00 ~ 19:00 "	17:45 ~ 19:00

(歳 出)

(4) 契約の履行確認を適正に行うべきもの

人事部では「学校職員の勤務時間等の手引き」の印刷・納入配布について、Fと契約を締結している(契約年月日:平成15.3.10、契約金額:83万1,000円、履行場所:人事部勤労課他55箇所、履行期限:平成15.3.31)。

ところで、この契約の履行状況について見たところ、履行期限内に納入場所へ納入する契約となっているにもかかわらず、表3のとおり、納入年月日が履行期限後となっていることが認められた。

しかしながら、部は、平成15年3月31日に検査合格として、同年4月14日に契約金額全額を支出しているのは適正でない。

部は、契約の履行確認を適正に行われたい。

(人 事 部)

(表3) 場所別納入状況

納 入 年 月 日	納 入 場 所	備 考
平成15年4月18日	人事部勤労課ほか11か所	
平成15年4月21日	目黒区教育委員会ほか2か所	
平成15年4月 - 日	中央区教育委員会ほか38か所	年月のみ記入
平成15年5月 1日	東大和市教育委員会	
平成15年5月 8日	西東京市教育委員会	
合 計	56か所	

(財 産)

( 5 ) 備品の管理を適正に行うべきもの

東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)第6条の2によれば、備品は財務会計システムのデータファイルに記録して整理しなければならない。

ところで、教職員研修センター(以下「センター」という。)は、研修用として、表3のとおり、三次元スキャナー一式を購入している。

しかしながら、センターは、監査日(平成15.6.16)現在、当該備品を財務会計システムのデータファイルに記録しておらず、適正でない。

センターは、備品の管理を適正に行われたい。

( 教職員研修センター )

(表4) 三次元スキャナーの購入について

1	契約件名	三次元スキャナーの買入れ
2	購入金額	2,331万円
3	契約年月日	平成14年11月26日
4	納品日	平成15年2月26日
5	契約の相手方	G

(注) 三次元スキャナー本体、ツール、切削工具で一式

<別表> 実地監査場所一覧表

実地監査場所 局名	本 庁	事 業 所
知 事 本 部	秘書部、政策部、企画調整部	
総 務 局	総務部、行政改革推進室、IT推進室、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、勤労部、法務部、統計部、人権部	東京都職員研修所、東京都公文書館、八丈支庁
大 学 管 理 本 部	管理部	東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学
財 務 局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	
主 税 局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川・府中・小平各都税事務所、総合・練馬・八王子各自動車税事務所
生 活 文 化 局	総務部、広報広聴部、文化振興部、都民協働部、私学部、消費生活部	東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センター、計量検定所
都 市 計 画 局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、都市防災部、市街地建築部	多摩建築指導事務所
環 境 局	総務部、環境改善部、自動車公害対策部、自然環境部、廃棄物対策部、都市地球環境部	環境科学研究所、多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所
福 祉 局	総務部、生活福祉部、高齢者部、子ども家庭部、障害福祉部、保険部	板橋・東村山各老人ホーム、板橋・東村山各ナーシングホーム、老人医療センター、多摩老人医療センター、児童相談センター、品川・墨田・小平・世田谷各児童相談所、児童会館、女性相談センター、誠明学園、萩山実務学校、心身障害者福祉センター、生活実習センター

実地監査場所 局名	本 庁	事 業 所
健 康 局	総務部、医療政策部、医療サー ビス部、食品医薬品安全部、地 域保健部	広尾・豊島・荏原各看護専門学校、北療 育医療センター、府中療育センター、中 部総合精神保健福祉センター、健康安全 研究センター、市場衛生検査所、八王 子・多摩立川・狛江調布・多摩東村山各 保健所、島しょ保健所、八丈出張所、動 物愛護相談センター
病 院 経 営 本 部	経営企画部、サービス推進部	広尾・大久保・大塚・駒込・豊島・荏原・ 墨東・府中・神経・清瀬小児・ 八王子小児・松沢・梅ヶ丘各病院
産 業 労 働 局	総務部、産業政策部、商工部、 観光部、農林水産部、労働部	中央・王子・亀戸・国分寺各労政事務所、 品川・板橋・立川・王子・高年齢者・ 武蔵野各技術専門学校、職業能力開発研修 所、産業技術研究所、農業・畜産・水産 各試験場、農業・林業各事務所、家畜保 健衛生所
中 央 卸 売 市 場	管理部、事業部	築地・食肉・大田・豊島・足立・多摩二 ュータウン・葛西各市場
住 宅 局	総務部、地域住宅部、民間住宅 部、住宅経営部	東部・南部・北部各住宅建設事務所
建 設 局	総務部、用地部、道路管理部、 道路建設部、公園緑地部、河川 部、市街地整備部、多摩ニュー タウン事業部	第一・第二・第三・第四・第五・第六・ 第七・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・ 北多摩南部・北多摩北部・新交通各建設 事務所、東部・西部各公園緑地事務所、 恩賜上野動物園、多摩動物公園、江東治 水事務所、第一・第二各区分整理事務所、 再開発事務所、多摩ニュータウン整備事 務所
港 湾 局	総務部、港湾経営部、臨海開発 部、港湾整備部、離島港湾部	東京港管理事務所、東京港防災事務所、 東京港建設事務所
出 納 長 室	出納長室	副出納長室

実地監査場所 局 名	本 庁	事 業 所
東 京 消 防 庁	総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、指導広報部、装備部	消防学校、消防科学研究所、京橋・高輪・四谷・保谷・小石川・本郷・成城・品川・福生・秋川・浅草・日本堤・荒川・金町・深川・葛西・町田・日野・青梅・奥多摩各消防署
交 通 局	経営企画室、総務部、職員部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	五反田・日比谷・馬喰・上野御徒町各駅務管理事務所、品川・渋谷・小滝橋・江東・千住・葛西・大塚各自動車営業所、馬込・志村各車両検修場、馬込・志村各保線管理所、西馬込・清澄各乗務管理所、工務事務所、発電事務所
水 道 局	総務部、職員部、経理部、営業部、浄水部、給水部、建設部 <多摩水道改革推進本部> 調整部、施設部	中央・東部第一・東部第二・西部・南部第一・南部第二・北部各支所、港・豊島・墨田・江戸川南・足立東・足立西・新宿・中野・大田南・世田谷東・目黒・練馬西・板橋南・板橋北各営業所、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、東村山・玉川・金町・朝霞・三園各浄水管理事務所、境・砧・三郷各浄水場
下 水 道 局	総務部、職員部、経理部、業務部、計画調整部、施設管理部、建設部 <流域下水道本部> 管理部、技術部	中部・北部第一・北部第二・東部第一・東部第二・西部第一・西部第二・南部各管理事務所、砂町水処理センター、北部建設事務所
教 育 庁	総務部、学務部、人事部、福利厚生部、指導部、生涯学習スポーツ部	多摩教育事務所、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、多摩図書館、多摩社会教育会館、九段・赤坂・雪谷・田園調布・駒場・都立大学附属・桜町・深沢・園芸・世田谷泉・市ヶ谷商業・代々木・千歳丘・砧工業・玉川・杉並・西・豊多摩・練馬工業・光丘・鷺宮・



実地監査場所 局 名	本 庁	事 業 所
( 教 育 庁 )		富士・大泉・中野工業・小石川・豊島・志村・王子工業・飛鳥・池袋商業・大山・青井・足立新田・荒川商業・足立東・両国・江戸川・墨田川・向島商業・本所・日野・日野台・北多摩・昭和・砂川・武蔵村山・東大和南・農業・狛江・北豊島工業・八丈各高等学校、工業高等専門学校、久我山盲学校、大田・品川・石神井各ろう学校、港・城南・矢口・光明・中野・大泉・王子・王子第二・水元・足立・墨東・八王子東・調布・北・板橋・村山各養護学校・教育庁八丈出張所
警 視 庁	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	麹町・神田・月島・麻布・大井・蒲田・東京空港・北沢・牛込・中野・杉並・富坂・巣鴨・浅草・尾久・向島・葛西・東大和・調布・福生・滝野川・板橋・志村・光が丘・八丈島各警察署
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	
人事委員会事務局	任用公平部、試験室	
監 査 事 務 局	監査事務局	
地方労働委員会事務局	地方労働委員会事務局	
収用委員会事務局	収用委員会事務局	
議 会 局	管理部、議事部	